○厚生労働省告示第百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表の1のイ中「1,600単位」を「1,606単位」に改め、同1のロ中「1,300単位」を「1,306単位」に改める。

○厚生労働省告示第百九十一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項の規定に基づき、国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十九号）を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文を次のように改める。

第一条　国民年金法第九十条第一項及び第九十条の二第一項から第三項まで並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、これらの規定に基づく申請のあった日の属する月の二年二月（国民年金法第九十一条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から二年を経過したものを除く。）前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年六月（当該申請のあった日の属する月が一月から六月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の六月）までの期間のうち必要と認める期間とする。

第二条　国民年金法第九十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、同項の規定に基づく申請のあった日の属する月の二年二月（同法第九十一条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から二年を経過したものを除く。）前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年三月（当該申請のあった日の属する月が一月から三月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の三月）までの期間のうち必要と認める期間とする。

○厚生労働省告示第百九十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、平成十六年四月から平成二十四年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十六年四月に平成二十四年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十四年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十六年四月に平成二十四年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、平成十六年四月から平成二十四年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十六年四月に平成二十四年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十四年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十六年四月に平成二十四年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、七五〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、七九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、八四〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、八八〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、〇〇〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、〇七〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、三四〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、一三〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一一、一三〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一一、一五〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、二五〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、三〇〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一一、五〇〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一一、三四〇円

別表第三

平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	七、三七〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、三九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、四二〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、四四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、五〇〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、五四〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	七、六七〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	七、五六〇円